

利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会  
スマートフォン時代における安心・安全な利用環境の在り方に関するWG（第1回）

議事要旨

1 日時 平成24年12月21日（金）15:15～17:15

2 場所 総務省8階 総務省第1特別会議室

3 出席者（敬称略）

○構成員

堀部 政男（主査）、新保 史生（主査代理）、新美 育文（主査代理）、會田 雅樹、  
池永 全志、石井 夏生利、石田 幸枝、上沼 紫野、金井 修、北 俊一、中崎 尚、  
森 亮二

○オブザーバー

KDDI株式会社 古賀 靖広

ソフトバンクモバイル株式会社 濱谷 規夫

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 吉澤 和弘（代理出席）

一般社団法人ソーシャルゲーム協会 朝倉 孝之

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム 岸原 孝昌

一般社団法人日本スマートフォンセキュリティ協会 西本 逸郎

一般社団法人インターネット広告推進協議会 宮澤 由毅 代理

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 吉岡 良平（代理出席）

消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室 板倉 陽一郎

文部科学省スポーツ・青少年局青少年課 関根 章文

経済産業省商務情報政策局情報処理振興課 村上 貴将

○総務省

安藤 友裕（総合通信基盤局電気通信事業部長）

安藤 英作（総合通信基盤局総務課長）

吉田 博史（事業政策課長）

斎藤 晴加（データ通信課長）

玉田 康人（消費者行政課長）、小川 久仁子（消費者行政課企画官）、鎌田 俊介（消費者行政課課長補佐）、門田 茂（消費者行政課課長補佐）、園田 雄二（消費者行政

課課長補佐)、奥田 依里 (消費者行政課課長補佐)

#### 4 議事

##### (1) 開会

安藤総合通信基盤局電気通信事業部長挨拶

##### (2) スマートフォン時代における安心・安全な利用環境の在り方に関するWGの進め方について

##### (3) 議題

(ア) スマートフォンにおける利用者情報に関する課題への対応

(イ) スマートフォンのアプリ利用における新たな課題への対応

##### (4) 閉会

#### 5 議事要旨

##### (1) 安藤総合通信基盤局電気通信事業部長挨拶

本年は、スマートフォンの利用が青少年から高齢者にまで幅広く広がる中、その安心・安全な利用環境の整備に向けたさまざまな取組が進められ始めたところであり、スマートフォン利用環境整備元年と位置づけられる。

本年上半期は、スマートフォンに蓄積される利用者情報の取扱いについて集中的に議論いただき、「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」を提言として取りまとめいただいた。総務省としても、この提言を踏まえ、本年9月に「スマートフォン安心・安全利用促進プログラム」を策定し、高校PTA等と連携した草の根的な普及啓発活動をはじめ、スマートフォンをめぐる課題に対し、関係者とともに鋭意さまざまな取り組みを進めている。

一方、スマートフォンの利用については、このほかにもさまざまな課題が出てきている。例えば、スマートフォンの代表的な利用形態であるソーシャルメディアの安心・安全な活用のあり方や、適切なスマートフォンサービス提供のあり方などをめぐっての課題である。このような課題に対し、皆様に集中的にご議論いただき、必要な対応を行うことで、誰もがスマートフォンを安心・安全に利用できる環境を整えることができるものと考えている。本日は活発なご議論をよろしくお願ひしたい。

- (2) 堀部主査から本WGを開催する背景・進め方について説明を頂いた。  
事務局から構成員・オブザーバーの紹介が行われた。  
事務局から議事等の取扱いについて説明が行われた。

### (3) 議題

(ア) スマートフォンにおける利用者情報に関する課題への対応  
以下のとおり、説明が行われた後、質疑応答が行われた。

- ① 事務局から資料4について説明を行った。
- ② スマートフォンの利用者情報等に関する連絡協議会事務局 岸原氏から資料5について説明が行われた。
- ③ モバイル・コンテンツ・フォーラム 寺田氏から資料6について説明が行われた。
- ④ アンドロイダー株式会社 佐藤氏から資料7について説明が行われた。

主なやりとりは以下のとおり。

(森構成員)

・アンドロイダー佐藤氏に、公認ディベロッパーについて詳しく教えていただきたい。公認を外す手順があるのかなのか教えていただきたい。

(アンドロイダー株式会社 (佐藤))

・実際、先ほどのステップ以外にも、お会いできる方にはまず面談という形も入れている。遠方の方には面談という形で必ずしも行くわけではないが、そのようなステップが1つあるということ、基本的に、やめていただくとかという罰則だとかというところは、今、明確にそれを精査してお出ししているわけではないが、基本、公認ベンダーには期限を設けている。今は1年という形で公認という形をとっているが、以降、実効性を見て、半年というケースもございますし、それまでの間に、例えばこちらからアプリのチェックをして、パーミッションに対して質問を投げた、明らかにリスクがあるものでありながら、なかなか対応しないと等の場合は、もちろんアプリを出さないというところで1つとめるが、そういう状態でずっと続いている形の公認ベンダーは、実質は、アプリとしては何も外に出ず、期限をもって、公認から外れるというところが今の状況。

(森構成員)

その半年の期限が来たら、また再審査といたしますか、もう一回、連絡がつくかどうかみないな、そういうことをされるということか。

(アンドロイダー株式会社 (佐藤))

・然り。

(西本オブザーバー)

・アンドロイダー株式会社 佐藤氏に3点質問。

・1点目は、特に技術的な部分だが、セキュリティーのチェックというのは具体的に脆弱性のチェックか、または、中でのデータの取扱いが適切かというのをチェックされているのか概要を教えてください。

・2点目は資料の最後で、公認マーケット以外、例えばアマゾンであるとか、そういった部分が本来、結構安全なのかもしれないが、グーグルの仕様でいわゆる更新時に自動更新がなされないとか、更新時の審査はどうなるのか等に係る諸問題についてご教示いただきたい。

・3点目は、ビジネスモデルについて。

(アンドロイダー株式会社 (佐藤))

・1点目について。潜んだ何かを解析をして、深いところを調べてというのは、正直そこまではできていないところがございますので、先ほどの2つの協力会社というところでは、トレンドマイクロ社はウイルスや、フィッシングだとマルウェア等を見て、タオソフトウェア社はパーミッションということで、どちらかという、どういうパーミッションを要求しているのか。それとパーミッションのコンビネーションからくるリスク等を、こちらで、いろいろ更新をしながら、そのリスクに応じて問い合わせというものを直接してというようなスタンス。

・静的解析や、リバースをしてというところのものに関しては、残念ながら全てを見ることができない状況。

・2点目について。1つ課題としては、グーグルプレイとの同期というものをどうするのか。アンドロイダーの登録とグーグルプレイのバージョンが一致しない場合は、リスクになり得る。現状の対応策としては、グーグルプレイのバージョンとアンドロイダーのチェックしたバージョンが異なる場合は、実際サイトでアプリの紹介から飛んだときに、そのバージョンが違うということを警告ではないが、告知をして伝えるというところにとどめている。

・3点目について。私どもはもともと開発会社だったところがございますので、例えばメーカーさんのアプリの開発もそうだし、そういう開発というところだとか検証とい

うところとか、あとはアンドロイド関係のECのサイトとか、そのサイト以外の部分でのビジネスというのが実はバランスをとっているという構造。

そして、この今やっているセキュリティーという部分に関しては、正直、持ち出しでこれをずっと回していくというのは、今現状でもかなりハードなところ。先ほど最後にAPIというところをご紹介したが、APIは基本的には、皆さんに使っていただいて、安全というところを享受していただきたいので、基本は無料で出すつもり。ただし、例えば企業にそれをお出しして、企業様ごとのセキュリティーポリシーの要望があり、それに合わせてアプリを選定していくような流れというものになれば費用をいただくとか、その部分は今ビジネスモデルを考えながらバランスをとろうとしている、そんな状況である。

(イ) スマートフォンのアプリ利用における新たな課題への対応

①事務局より資料8について説明を行った。

②株式会社ディー・エヌ・エーからcomm【事務局構成員限り資料】について説明が行われた。

主なやりとりは以下のとおり。

(板倉オブザーバー)

・実名性はどのように担保されているのか。

(株式会社ディー・エヌ・エー (樋口))

・氏名はユーザーの方に自分で入力していただく形をとっている。電話番号とか電話帳という、リアルの関係性の中で実在性を担保するという形である。

(板倉オブザーバー)

・ほかの方の電話帳で違う名前が登録されていると、何らかチェックが働くという形か。

(株式会社ディー・エヌ・エー (樋口))

・否。関係性において、おかしいのがわかってくる。自分で入力した名前がベース。

・ただし、変な名前が友人招待が来ても、多分コンタクトしない。また、見知らぬ名前の、知らない人からコミュニケーションしてきてもブロック機能がある。

(板倉オブザーバー)

・そうすると、偽名グループみたいなのができるしまうというのは懸念されるということか。

(株式会社ディー・エヌ・エー (樋口))

・偽名グループは、他のリアルコミュニティに広がることはできないのではないかと。そこはフェイスブックと同じ考え方であり、リアルのヒューマンのグラフには入れないと考えている。

(石田構成員)

・実名登録とか、ダウンロードするときに提供するものは、何を提供するのか。

(株式会社ディー・エヌ・エー (樋口))

・登録情報としては、自分の電話番号と名前と生年月日である。電話帳については、自分の電話帳に入っている友達をデータベースとして、自分で1個1個登録しなくても、まとめて登録ができる。既にリアルな電話番号を持っている電話帳を登録することは可能。ただ、外部に対して見えるようにするわけではない。

(石田構成員)

・では、登録をすれば可能だけれども、別に登録をしなければ、自分の電話番号と生年月日と実名とか、それだけだと。

(株式会社ディー・エヌ・エー (樋口))

・然り。自分として登録する情報としては電話番号と名前と生年月日。検索キーは実名のみ。データベースとしてはこれらの情報のみ持っている。

(石田構成員)

・フェイスブックなどのときのように、自分では登録するつもりがないのに、お友達紹介をしてしまったりなどはないか。

(株式会社ディー・エヌ・エー (樋口))

・それが嫌な場合には、自分でブロックするオプションが用意されており、勝手に友達の友達と広がることはない。

(金井構成員)

・青少年には検索制限が講じられているというところだが、大人が18歳未満の利用を検索できない以外に、どんな制限があるか教えていただきたい。

(株式会社ディー・エヌ・エー (樋口))

・例えば青少年であれば、プラスマイナス3歳より上の年齢、例えば12歳の人が16歳の人を検索できないとか、そういうプラスマイナス3歳の幅でしか検索できない等の制限もかけている。

(金井構成員)

・最低年齢は何歳ぐらいなのか。

(株式会社ディー・エヌ・エー (樋口))

・サービスとしては、最低年齢制限はかけていない。

(北構成員)

・生年月日の年は必ずしも入れなくていいのか。

(株式会社ディー・エヌ・エー (樋口))

・必須である。表示については選択可能である。

(森構成員)

・年齢に関して認証はあるのか。

(株式会社ディー・エヌ・エー (樋口))

・年齢は認証しているわけではなく、自分で入力する。

(池永構成員)

・友達検索のところで、自分の電話帳に入っている友人それ以外のcomm利用者を検索できるようにしている理由は何か。

(株式会社ディー・エヌ・エー (樋口))

・サービスのコンセプトとして、例えば、自分の友達とかで、電話帳に入っていないが、高校時代の同級生であるとかまでは、探せるようにしてある。嫌な場合には、検索できなくするオプションも設けている。

(池永構成員)

・アプリをインストールしたときのデフォルトはどちら側の設定となっているのか。

(株式会社ディー・エヌ・エー (樋口))

・デフォルトは検索可である。

(板倉オブザーバー)

・ほかのサービスでもあるが、いわゆる出会い用の掲示板が既にあるようだが、何か対策はとられているのか。

(株式会社ディー・エヌ・エー (樋口))

・対策を今進めているところ。

以 上